

国税徴収法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

(差押調書の記載事項)

第二十一条 差押調書には、徴収職員が次の事項を記載して署名押印(記名押印を含む。以下同じ。)をしなければならぬ。

一 省 略

二 差押えに係る国税の年度、税目、納期限及び金額

三・四 省 略

2 法第四十六条第三項(搜索調書の作成)の規定の適用がある場合には、徴収職員は、差押調書に法第四十二条(搜索の権限及び方法)の規定により搜索した旨並びにその日時及び場所を記載し、法第四十四条(搜索の立会人)の立会人の署名(記名を含む。以下この項及び第五十二条第二項(搜索調書の記載事項)において同じ。)を求めなければならない。この場合において、立会人が署名をしないときは、その理由を付記しなければならない。

3 次の各号に掲げる財産を差し押さえた場合には、それぞれ当該各号に定める旨を差押調書の謄本に付記しなければならない。

一 法第六十二条第一項(差押えの手続及び効力発生時期)に規定する債権 同条第二項の規定によりその債権の取立てその他の処分を禁ずる旨

二・三 省 略

(搜索調書の記載事項)

第五十二条 搜索調書には、徴収職員が次の事項を記載して署名押印をしなければならぬ。ただし、第二号に掲げる事項は、搜索に係る国税につき差押調書の謄本、差押書又は参加差押通知書がその搜索を受けた滞納者又は第三者に既に交付されている場合には、記載を省略することができる。

一・二 省 略

三 法第四十二条第二項(搜索の権限及び方法)の規定により第三者の物又は住居その他の場所につき搜索した場合には、その者の氏名及び住所又は居所

四・五 省 略

改正前

(差押調書の記載事項)

第二十一条 同 上

一 同 上

二 差押に係る国税の年度、税目、納期限及び金額

三・四 同 上

2 法第四十六条第三項(搜索調書を作成しない場合)の規定の適用がある場合には、徴収職員は、差押調書に法第四十二条(搜索の権限及び方法)の規定により搜索した旨並びにその日時及び場所を記載し、法第四十四条(搜索の立会人)の立会人の署名押印を求めなければならない。この場合において、立会人が署名押印をしないときは、その理由を付記しなければならない。

3 同 上

一 法第六十二条第一項(債権の差押えの手続)に規定する債権 同条第二項の規定によりその債権の取立てその他の処分を禁ずる旨

二・三 同 上

(搜索調書の記載事項)

第五十二条 同 上

一・二 同 上

三 法第四十二条第二項(第三者の物等の搜索)の規定により第三者の物又は住居その他の場所につき搜索した場合には、その者の氏名及び住所又は居所

四・五 同 上

2 徴収職員は、搜索調書に法第四十四条（搜索の立会人）の立会人の署名を求めなければならない。この場合において、立会人が署名をしないときは、その理由を搜索調書に付記しなければならない。

（換価の猶予の申請手続等）

第五十三条 法第五十一条第二項及び第五十一条の二第三項（換価の猶予の要件等）並びに法第五十二条第四項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）において読み替えて準用する国税通則法第四十六条の二第四項（納税の猶予の申請手続等）に規定する政令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 省略

三 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、担保の提供に関し必要となる書類として国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第十六条（担保の提供手続）の規定により提出すべき書類

2  
3  
4 省略

## 附則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

2 徴収職員は、搜索調書に法第四十四条（搜索の立会人）の立会人の署名押印を求めなければならない。この場合において、立会人が署名押印をしないときは、その理由を搜索調書に附記しなければならない。

（換価の猶予の申請手続等）

第五十三条 同上

一・二 同上

三 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第十六条（担保の提供手続）の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

2  
3  
4 同上